

「緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律案」について

平成27年 2 月
外務省

気候変動に関する国際連合枠組条約の資金供与の制度の運営を委託された緑の気候基金に対する我が国からの拠出及びこれに伴う措置について定める。

1. 背景

- (1) 緑の気候基金（Green Climate Fund: GCF）は、気候変動に関する国際連合枠組条約（UNFCCC）に基づく資金供与の制度の運営を委託された開発途上国の温室効果ガス削減と気候変動への適応を支援する多国間基金である。
- (2) GCFを早期に稼働させ途上国支援を行うことにより、気候変動対策に関する2015年の新たな枠組み合意に向けた交渉を推進させるべきとの国際的な機運が高まり、我が国も2014年11月のG20サミットにおいて、安倍総理から、国会の承認を前提として、15億ドルの拠出を表明しているところ。

2. 法律案のポイント

緑の気候基金への拠出及びこれに伴う次の措置を定める。

- (1) 政府が緑の気候基金に拠出するための債務負担の授権を得ること。
- (2) 政府が拠出に当たり、国債の発行に関する授権を受けること。
- (3) 日本銀行を基金資産の寄託所とすること。

(了)